

議案第7号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月15日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部すみだ女性センター運営委員会の項の次に次のように加える。

すみだ創生塾運営委員会	すみだ創生塾の運営に係る検討に関する こと。
-------------	---------------------------

別表 2 教育委員会の附属機関の部すみだ創生塾運営委員会の項を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

本年4月1日付け組織改正によりすみだ創生塾の運営に係る事業を区長部局で行うことに伴い、教育委員会の附属機関であるすみだ創生塾運営委員会を区長の附属機関とする必要がある。